

# 不良債権の状況

## 信用金庫法に基づくリスク管理債権の状況

(開示対象債権：貸出金のみ)

(単位：百万円)

区 分	平成21年3月末		平成22年3月末	
	金 額	総貸出金額に対する比率	金 額	総貸出金額に対する比率
破綻先債権額 (A)	1,918	2.16 %	1,429	1.68 %
延滞債権額 (B)	3,577	4.04 %	2,620	3.08 %
3ヵ月以上延滞債権額 (C)	—	—	—	—
貸出条件緩和債権額 (D)	886	1.00 %	928	1.09 %
リスク管理債権合計額 (E) = (A) + (B) + (C) + (D)	6,382	7.20 %	4,979	5.85 %
うち、担保・保証付等債権額 (F)	2,781		1,739	
実質リスク管理債権額 (G) = (E) - (F)	3,600	4.06 %	3,240	3.81 %
一般貸倒引当金 (H)	229		239	
個別貸倒引当金 (I)	2,811		2,489	
貸倒引当金合計額 (J) = (H) + (I)	3,040		2,728	
保 全 額 (K) = (F) + (J)	5,822		4,467	
保 全 率 = (K) ÷ (E) × 100	91.22 %		89.71 %	
実質リスク管理債権額に対する引当率 = (J) ÷ (G) × 100	84.45 %		84.19 %	
回 収 可 能 債 権 額 = (G) - (J)	559		511	

※百万円未満及び小数点第3位以下は切り捨てて表示しております。

### ◎上記に対する説明

- 破綻先債権額とは、元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（未収利息不計上貸出金）のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金額です。
  - ①会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立があった債務者。
  - ②民事再生法の規定による再生手続開始の申立があった債務者。
  - ③破産法の規定による破産手続開始の申立があった債務者。
  - ④会社法の規定による特別清算開始の申立があった債務者。
  - ⑤手形交換所において取引停止処分を受けた債務者。
- 延滞債権額とは、未収利息不計上貸出金のうち次の二つを除いた貸出金額です。
  - ①上記「破綻先債権額」に該当する貸出金額。
  - ②「金利棚上げ」により未収利息を収益不計上とした貸出金額。
- 3ヵ月以上延滞債権額とは元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金額で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金額です。
- 貸出条件緩和債権額とは債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権、及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金額です。
- 担保・保証付等債権額とは、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額、及び公的保証機関等による回収が可能と認められる貸出金額の合計額です。
- 「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっています。



## 金融再生法に基づく開示債権の状況

(開示対象債権：貸出金及び貸出金関連債権のすべて)

(単位：百万円)

区 分	平成21年3月末		平成22年3月末	
	金 額	総与信額に対する比率	金 額	総与信額に対する比率
破産更生債権額及びこれらに準ずる債権額 (A)	2,678	2.97 %	2,047	2.37 %
危険債権額 (B)	2,946	3.27 %	2,102	2.43 %
要管理債権額 (C)	886	0.98 %	928	1.07 %
(C)のうち3ヵ月以上延滞債権額	—	—	—	—
(C)のうち貸出条件緩和債権額	886	0.98 %	928	1.07 %
小 計 額 (D) = (A) + (B) + (C)	6,510	7.24 %	5,079	5.88 %
正常債権額 (E)	83,408	92.75 %	81,192	94.11 %
総 与 信 額 (F) = (D) + (E)	89,918	100.00 %	86,271	100.00 %
(D)のうち、担保・保証付等債権額 (G)	2,878		1,805	
実質不良債権額 (H) = (D) - (G)	3,631	4.03 %	3,274	3.79 %
一般貸倒引当金 (I)	229		239	
個別貸倒引当金 (J)	2,841		2,520	
貸倒引当金合計額 (K) = (I) + (J)	3,071		2,759	
保 全 額 (L) = (G) + (K)	5,950		4,565	
保 全 率 = (L) ÷ (D) × 100	91.39%		89.87%	
実質不良債権額に対する引当率 = (K) ÷ (H) × 100	84.58%		84.29%	
回 収 可 能 債 権 額 = (H) - (K)	559		514	

※百万円未満及び小数点第3位以下は切り捨てて表示しております。

### ◎上記に対する説明

- 破産更生債権額及びこれらに準ずる債権額とは、破産、会社更生、民事再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権額、及びこれらに準ずる債権額（以下、「破産更生債権額等」という）です。
- 危険債権額とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権額です。
- 要管理債権額のうち、3ヵ月以上延滞債権額とは、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上遅延している貸出金額（上記「破産更生債権額等」及び「危険債権額」を除く）です。
- 要管理債権額のうち、貸出条件緩和債権額とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金額（上記「破産更生債権額等」、「危険債権額」及び「3ヵ月以上延滞債権額」を除く）です。
- 正常債権額とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権額（上記「破産更生債権額等」及び「危険債権額」、「要管理債権額」を除く）です。
- 担保・保証付等債権額とは、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額、及び公的保証機関等による回収が可能と認められる債権額の合計額です。
- 「貸倒引当金」については、正常債権以外の開示債権に対して引当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっています。

### 信用金庫法上と金融再生法上の開示対象債権の違い

信用金庫法に基づく開示対象債権が「貸出金」であるのに対して、金融再生法に基づく開示対象債権は、「貸出金、貸付有価証券、外国為替、その他資産中の未収利息及び与信関連の仮払金、債務保証見返」と範囲が広く、債務者の財政状態等により分類区分され、より幅広く捕捉しています。